第6号様式別表5の2の2記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。)が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

2 各種の記載のしかた	台 半 の 1 ふ よ	□ 立 亩 ☲
欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 「報酬給与額①」、「純支払利子		
②」、「純支払賃借料③」及び「単	6号様式別表5の5の③及び第6号様式別表5の⑯の各欄の金	
年度損益④」	額をそれぞれ記載します。	
3 「付加価値額①+②+③+④	②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④	
5」	を計算します。	
4「2.外国の事業に帰属する付加価値額の計算」の名間	特定内国法人が記載します。	
加価値額の計算」の各欄 5 「外国の事業に帰属する報酬給	(1) 法第72条の19前段に規定する方法(区分計算)により付加	
5 外国の事業に帰属する報酬和 与額⑥ 、「外国の事業に帰属す	(I) 伝第72条の19前权に規定する方伝(区方計算)により刊加 価値額を計算する法人にあっては、⑥の欄には外国の事業に	
	帰属する報酬給与額を、⑦の欄には外国の事業に帰属する支	
る純支払利子⑦」、「外国の事業	無属する報酬和子額を、①の懶には外国の事業に帰属する文 払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金	
に帰属する純支払賃借料⑧」及び「外国の恵業に帰属する単年		
び「外国の事業に帰属する単年	額(当該金額が零を下回る場合には、負数)を、⑧の欄には	
度損益⑨」	外国の事業に帰属する支払賃借料の額の合計額から受取賃借	
	料の額の合計額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合 には、負数)を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑰の欄の金	
	額を、それぞれ記載します。 (2) 法第72条の19後段に規定する方法(従業者数按分)により	
	(Z) 伝第72条の19後段に規定する方伝(促集有数按方)により 付加価値額を計算する法人にあっては、⑥から⑧までの各欄	
	「いか」には のから ③までの各欄の 金額に ①の個の 人数を乗じて 得た	
	領を®の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載し、	
	⑨の欄には④の欄の金額と第6号様式別表5の⑩の欄の金額	
	の合計額に⑪の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した人類なるれているまします。これとの人類によ	
	して計算した金額をそれぞれ記載します。これらの金額に1	
	円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額	
C「A団の東米は信見子で仕加佐	を記載します。	
6 「外国の事業に帰属する付加価	法第72条の19前段に規定する方法(区分計算)により外国の	
値額の計算方法」	事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては「区分計 算」を、区分計算によることが困難で法第72条の19後段に規定	
	する方法(従業者数按分)により外国の事業に帰属する付加価 値額を計算する法人にあっては「従業者数あん分」を○印で囲	
	他で表示します。	
7 「外国の事業に帰属する付加価	⑦又は⑧が負数の場合には、それを零として⑥+⑦+⑧+⑨	
(植額⑥+⑦+⑧+⑨ (10)	を計算します。	
	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日(法第72条の26第1	(1) 注第79条の10前段に相
所の期末の従業者数⑪」及び「期	項ただし書(仮決算による中間申告)又は法第72条の48第2	定する方法(区分計算)
末の総従業者数⑫」	項ただし書(前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予	により外国の事業に帰属
/ パッルに来る 妖色」	定申告)の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日	する付加価値額を計算す
	から6月を経過した日の前日)現在における従業者の数によ	る法人で、かつ、第6号
	り記載します。	様式別表5の2の3の8
	(2) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額	の欄の金額の計算にあた
	課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載します。	り従業者数を用いないで
	(3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、事業税を課され	計算する法人は記載する
	ない事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。	必要はありません。
	(4) 第6号様式別表5の窓及び第6号様式別表5の窓の各欄に	
	記載のある法人にあっては、これらの欄の人数を⑪及び⑫の	数を合計した数を当該事
	各欄にそれぞれ転記します。	業年度の月数で除した数
	(5) 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の19第1項に規	に1人に満たない端数を
	定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じ。)を	生じたときは、これを1
	有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又	
	は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業	
I		1

	年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこと	
	となった場合には、⑪の欄には、当該事業年度に属する各月	
	の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を	
	合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、	
	⑫の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における	
	法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計	
	した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度	
	に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の	
	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た	
	数とを合計した数を記載します。	
9「3.非課税事業に係る報酬給	(1) ⑭、⑰又は⑳の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組	非課税事業を併せて行う
与額等の計算」の各欄(⑬から፡፡)	合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額から受取利子	法人が記載します。
までの欄)	の額の合計額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合に	
	は、負数)を記載します。	
	(2) ⑮、⑱又は㉑の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組	
	合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額から受取賃	
	借料の額の合計額を控除した金額(当該金額が零を下回る場	
	合には、負数)を記載します。	
	(3) 図及び図の各欄は、第6号様式別表5の図及び第6号様式	
	別表5の⑩の各欄の金額をそれぞれ転記します。	
	(4) ⑩、⑪又は⑫の各欄は、これらの欄の金額に1円未満の端	
	数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑯、⑰又	
	は⑱の各欄にそれぞれ転記します。	
10「報酬給与額圖」、「純支払利子	③の欄には①の欄の金額から⑥の欄の金額及び②の欄の金額	
匈」及び「純支払賃借料匈」	を控除した金額を、匈の欄には②の欄の金額から⑦の欄の金額	
	及び②の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合	
	には、零)を、⑤の欄には③の欄の金額から⑧の欄の金額及び⑳	
	の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、	
	零)を記載します。	